

公開・非公開の別	【開催日】平成31年1月25日（金） 【時間】10時00分～11時55分 【場所】岸和田市役所 第1委員会室			
公開				
【名称】平成30年度第7回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
○	○	○	○	○
《施設所管課》魅力創造部文化国際課、福祉部福祉政策課、建設部建設管理課				
《事務局》企画調整部：藤浪部長 企画課：上東課長、蓮井担当長、羽室担当員、濱口担当員				
【議題等】				
<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設管理運営状況についてのヒアリング 岸和田市立浪切ホール・岸和田市営旧港地区立体駐車場（文化国際課） 2. 施設管理運営状況についてのヒアリング 岸和田市立福祉総合センター（福祉政策課） 3. 施設管理運営状況についてのヒアリング 岸和田市営自転車等駐輪場（建設管理課） 4. 第6回指定管理審査委員会質疑・指摘事項について 				
<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設管理運営状況についてのヒアリング 岸和田市立浪切ホール・岸和田市営旧港地区立体駐車場（文化国際課） 前回のモニタリング書類の指摘・質疑事項に対する所管課としての回答を説明。 【質疑・意見概要】 委 員：実人員については、少なくとも23人よりかは多いという認識で良いか。 所管課：例え話にはなるが、本日浪切ホールに行った場合、23人働いているか、となるとそうではない。全スタッフを記載しているが、ある時点での人数であり、時と場合によって人数は前後することがある。 委 員：労災保険をかけているかと思うので、今月何人で何円払ったというのは把握しているかと思う。そうすると、この月に何人ぐらいパートタイマーがいたということは把握しているはずだが、把握できていないというのは少し気になる。 所管課：嘱託職員は基本的には8時間のフルタイム勤務、臨時職員（パートタイマー）に関しては、人によってばらつきはあるが、おおよそ1日5時間という契約をしている。 委 員：2&3-7-1ページ、立体駐車場に指定管理業務とあるが、駐車場の管理業務をしているということか。 所管課：浪切ホールの隣にある商業施設の担当者と月に一度、お互いの事業の情報共有、駐車場全般の管理運営を図るための会議がある。その会議に出席するための担当者である。 委 員：立体駐車場の指定管理業務に関する人件費の記載はないがどうなっているか。 所管課：浪切ホールの人件費の中に入っている。 委 員：立体駐車場はおおかた業務委託という認識で良いか。 所管課：そうである。 委 員：企画事業について、「指定管理者と協議を行い、改善に努める」と記載があるが、これまでも同じような傾向がずっと続いており、仕様書の観点からも偏りが見られるが、具体 				

的にはどのような協議を考えているか。

所管課：29年度の事業本数に関しては、「伝統芸能や音楽・舞踊等を中心にプロによる優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供に努めること（以下、【ア】）」に関する事業が47本で全体の77%を占めている。以下、「音楽や演劇、ダンスなどさまざまな形で市民が体験できる機会の提供に努めること（以下、【イ】）」に関する事業が4本で全体の6%、「独自の舞台芸術を企画・創造し、地域からの文化づくりの推進に努めること（以下、【ウ】）」に関する事業が1本で全体の1.6%、「大ホール、小ホール、祭の広場など施設の特色ある機能を活かし、地域や岸和田市の価値やステイタスを高める事業の実施に努めること（以下、【エ】）」に関する事業が6本で全体の9.8%、「市域における市民や文化団体等の主体的な文化活動を育成、支援すること（以下、【オ】）」に関する事業が2本で全体の3.2%、「岸和田市立の文化施設3館（浪切ホール、文化会館、自泉会館）合同事業による市民参加や体験の機会を創出すること（以下、【カ】）」に関する事業が1本で全体の1.6%、「和歌山大学サテライトと連携し、地域の振興と活性化の貢献に努めること（以下、【キ】）」に関する事業が0本である。浪切ホールについては、1,552席ある大ホールにおいて、いかに多くの方に観ていただくかという観点で、どうしても【ア】のウエイトが大きくなるということは若干やむを得ないとは感じるが、所管課としては、だからと言って他の事業を疎かにしていいというわけではないと考えている。その他の事業に関しては、本日ご指摘の内容を含めて、改めて指定管理者と協議し、平成31年度は仕様書に重点を置いた形で企画するように指導をしていきたい。

委員：事業報告書からそれらを読み取るのは難しいため、可能であれば【ア】から【キ】の本数を詳細に事業報告書に記載願いたい。【キ】に関しては、事業がなかったのであれば、2-1-4ページ「地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか」の評価は下がってくるのではないか。その辺りを正しく評価するためには仕様書に沿った報告書を出させるようにすれば良いのではないか。従事割合表について、繁忙期のシフトと閑散期のシフト、2パターンがあれば、少しはわかりやすくなるのではないか。繁忙期に関わっている最大人数は何人が把握できているか。

所管課：人数の把握については、今、回答はしかねる。

委員：なぜ聞くかということ研修の参加者の分母が知りたい。2&3-3-8ページ、表に研修の実績と人数の記載がある。最大で30人、最小で1人参加しているが、30人という人数が多いのかどうか分からない。誰がどこに参加したのかわからない。2&3-5-7ページ「(5)職員研修計画」というのがあるが、計画を読むと「全社員を対象として希望者に研修」となっているので、30人という数字が浪切ホールに関わっている人全員なのか、それともグループ全体の希望者の数なのかわからない。所管課として、関わっている人全員に受けていただきたい研修なのか、希望者のみというのがどういったところなのか、希望者のみで良い研修もあれば、そうでないものもあるかと思うので、その辺りの区別を行っていただきたい。

所管課：ご指摘のあった30名に関しては、従業員の23名に加え、浪切ホールの警備員の7名である。

委員：ということは、30名が分母という認識で良いか。

所管課：そうである。

委員：従事割合表を見ると、嘱託職員が企画事業に関する責任者になっており、その責任者とは別で、嘱託職員3名が企画事業に関する業務に従事しているが、この方々と具体的な協議をされたことはあるか。

所管課：月に1回程度で協議の場を設けている。その会議には、館長、責任者2名、職員1名、嘱託職員1名が出席している。嘱託職員で企画事業に関する職員が3名いるが、3名全員が協議の場にいるということはない。しかし、少なくとも館長含めて責任者や企画事業担当者1名は必ず出席している。

委員：採算面を重視して今の状態となっていると思うが、その辺りを責任者に言って採算悪化してでも事業バランスを良くしてもらうことがポイントになるかと思う。

所管課：仕様書に年間50本という事業の目標本数を示している。しかし、事業本数に囚われてしまって、それだけをこなすことになってしまっただけでは本末転倒である。例えば、好評であるので、同じようなシリーズを連続で行うというのは、本数に入れても良いが、結果的にそれは1本ではないかという話もしたことはある。しかし、ご指摘のとおり企画事業においては、あまりにもバランスが悪いのは否めないところである。【ア】は比較的わかりやすい事業であると思うが、思うようにすぐ満席になるものでもなく、指定管理者の苦勞のあるところではある。一方で、事業本数は1本ではあるけれども時間をかけて創り、一年を通じて本番を迎えるという事業も入っている。そういったものは1本しかないが、指定管理者には大事にしていきたいと所管課としては考えている。

委員：そういったことや市民ニーズも考えて、この辺りを改善していただけたらと思う。

委員：文化芸術振興基本法が改正されているため、それを踏まえた、基本計画の修正・改正は必要であり、その計画を受けた各施設の使命・任務の再確認やそれに対応した仕様書、事業内容の組み立て直しが必要かと思う。また【ア】の事業が多い理由としては、福祉型、社会公益型の事業に立脚できていないからではないか。その部分の事業については、赤字になる可能性は高いが、そういった事業を避けては公共ホールとしての使命・任務は確立できず、単なる公設演芸場に転落するだけである。公設演芸場でも構わないというのは自主事業の部分である。企画事業においては、社会公益型事業でないといけないのではないか。行政自らが公設演芸場のような事業をする必要はないのではないか。そのため、このような企画事業の本数は減らすべきであり、ここまで大衆的なサービスをする必要があるかを考え直していただきたい。そして、必要不可欠な社会公益型事業を展開していただきたい。これとは別に一点気になったのが、事業プロデューサーを2名配置しているが、この方々は内部事務員として位置づけているのか。

所管課：常にいるわけではなく、事業の時には必ず来館しているところである。何時から何時までというのは把握していない。

委員：何が言いたかったかということ、多くのホールがプロダクションの言いなりで発注している気がする。そうではなく、地元のニーズ、社会状況が反映されたプログラムが必要ではないか。そのような発注がきちんとなされているかという視点で見ていただきたい。それと併せて研修のプログラミングも考えられたい。

委員：浪切ホールは避難場所と津波避難ビルに指定されており、2&3-5-11 ページに緊急時

体制が記載されているが、具体的な協議や避難方法は決まっているか。

所管課：30年度で言うと台風21,24号で実際市民の方が避難されている。これに関して、危機管理部門において何か協議したかは定かではない。

委員：仕様書に記載されているので、定期的にしっかりと協議をして、具体的な措置を決めておいていただきたい。

所管課：避難所になった場合、市の担当職員が現地に派遣する、避難所担当の職員がいる。その職員とホールの担当者との情報共有ツールはあり、そういった協議は行っている。

委員：避難場所になってからの対応について話されていたが、気になるのは津波避難ビルになった時である。例えば、閉館時に災害が発生した場合は危機管理の方が開けるのか。事業計画書には開館時のことは記載されているが、ここは閉館時の緊急一時避難場所の役割もあるため、そういった場合における想定も必要である。また、アンケートを取られていて厳しいご意見が多々見受けられるが、それらの苦情を受け止めて改善した事例はあるか教えていただきたい。また、改善されていなくてもアンケートの意見を協議されたか教えていただきたい。

所管課：アンケートに関しては、貸館に来られた時にお客様にお願いしている。他所よりも安く良いという意見もあれば、スタジオ関係の備品の不満があるといった意見もある。要望には、指定管理者として改善すべきところや市として改善すべきところ、物理的に改善できないところがある。アンケートを受けて、どのように対応するかという協議はできていない状況である。しかし、たばこの件については、今年1月から4階の喫煙所を撤去し、改善された。また、練習室の壁については、全面ではないが可能な限り修繕した。すぐに着手できるものとそうでないものがあるかと思うが、次回協議して、問題整理をしたい。

委員：協議の場で、検討していただければと思う。

2. 施設管理運営状況についてのヒアリング 岸和田市立福祉総合センター（福祉政策課）

前回のモニタリング書類の指摘・質疑事項に対する所管課としての回答を説明。

【質疑・意見概要】

委員：事業報告書と事業計画書の一部が同じように思われるが、その点についてどうか。

所管課：内容はほぼ同様となっている。

委員：報告書が事業紹介になっているというのもおかしいが、報告書と事業計画書が同様であると、29年度の事業に関しては、きちんと評価できていないはずである。しかし、5-1-3ページ「協定書等に従い、事業計画書・収支予算書・事業報告書・収支決算書が作成されているか」の評価が高いので違和感がある。報告書を見ると、ボランティア講座に関して集まりが悪いが、内容の問題なのか、日程の問題なのか、などの原因の分析はできているのか。普通であれば、原因を追究し、次年度に向けて改善し、協議することが所管課と指定管理者の健全な関係かと思う。しかし、定期的な協議はないようだが、前向きな事業提案はどこの場で誰が発意で行っているのか。

所管課：報告書に関しては、実際の利用者人数等を含めて状況を把握しているところである。ボランティア講座の定員割れについて、指定管理者に確認したところ、安定的にボランテ

ィア活動に関わる人が減少傾向にあると聞いている。かつては、50～60代がボランティア活動をしてきたが、現在は家族介護や余暇活動に時間を費やしており、そういった方達の活動が減少傾向にある。現在、社協だよりで周知を行っているが、今後ボランティア活動参加者を増やしていくために、講座名をわかりやすい標記に改めたり、関心がありそうな層に対してチラシの配布を行ったりすることを検討している。

委員：そもそも所管課として、地域福祉計画の中に多くの地域課題をお持ちかと思うが、それに対応するボランティアの内容はこれで良いのか。地域福祉計画の中でいうと、災害支援や就労支援をどうするかなど、計画の中に記載されている必要な人材があるにも関わらず、それらが全く反映されていない。29年度に参加者が全く集まっていないにも関わらず、30年度の計画書が全く同じ内容で出してくるというのも問題がある。所管課が市の計画、他の福祉センターでの人気の講座はどのようなものかを把握して、こちらから提案していかないと変わらないのではないかと感じる。このままでは、様々な計画の中で位置づけた福祉総合センターとしての機能は発揮できないのではないかと感じる。今後は専門家を入れた運営委員会を開くことを強く提言したい。また、定期的な連絡会議を市から提案し、開催した方がいいのではないかと。マニュアルも策定していない、協議もしていないのに全体の評価が「A1」というのはおかしいかと思う。

委員：仕様書の内容は変わったか。

所管課：変わっていない。

委員：新しく福祉総合センターができたわけであるが、変える予定はあるか。

所管課：次回からの見直しを検討している。

委員：福祉総合センターを市としてどのように位置づけするのか。そのうえで、事業内容を市の福祉政策と関連づけし、指定管理者にはどのような事業を求めるのかをより明確に打ち出す必要があるのではないかと。

委員：組織図について、「相談センター社協のだ」は指定管理業務の中か。

所管課：指定管理業務ではない。

委員：「権利擁護センター」もそうか。

所管課：これも指定管理業務ではない。

委員：では、「地域福祉係」、「ボランティアセンター」も同様か。

所管課：そうである。

委員：組織図だけを見るとそこまで判断できないので、今後は指定管理業務の組織図のみを掲載していただきたい。

委員：職員の従事割合表に記載の指定管理業務の人員費と、収支報告書に記載の人員費との金額に差があるため、その辺りを確認されたい。

委員：去年と同様の業務を行うのではなく、試行錯誤しながらやっていただきたい。ちなみに、ボランティアの対象は市内在住の方限定か。

所管課：基本的には市内在住の方限定であるが、内容等によっては市外在住の方も対象としている。

委員：参加者が少ないのであれば、市内に限定する必要はないかと思うので、試行錯誤しながら、改善していただきたい。

委員：時代に対応した、仕様内容の加工・修正は必要であり、計画書、報告書を簡単に済ませてしまっているのが問題であったのではないか。福祉総合センターの展望や見通しを所管課が持たないといけないのではないか。そのアイデアを出すのは、政策担当部局の責任であり任務であると考えている。そういう意味ではコミュニケーションも必要であり、組織のリフレッシュ・研修・学習を促していかなければならないが、仕様書を見ているとその気配が見えない。仕様書を時代に対応したものを考え、中長期的な展望を見据え、どのような任務を与えるかを検討いただきたい。

所管課：福祉総合センターにおいては、古くから委託・指定管理という形できた部分もあり、この状態を漫然と受け入れてきた部分はある。しかし、29年度に新福祉総合センターが完成し、今回ご意見も頂戴したので、これを契機に今後は考えていくと同時に、32年度に向けて再度検討していきたいと思う。

3. 施設管理運営状況についてのヒアリング 岸和田市営自転車等駐輪場（建設管理課）

前回のモニタリング書類の指摘・質疑事項に対する所管課としての回答を説明。

【質疑・意見概要】

委員：春木駅西、久米田駅北というのは利用者が少ないことから利用料金の交渉があったのか。

所管課：市営の駐輪場ではバイクの駐輪があるため、そういった点において民間の駐輪場とは差がある。そのため、極端に利用者が減少したというわけではない。

委員：では、このような申込みがされた背景は何か。

所管課：放置自転車が多いため、減少する効果があると判断され、提案されたと認識している。

委員：しかし、全体的に利用者が減っていることは間違いないと思うが、春木駅西と久米田駅北については、放置自転車が多いから駐輪場の収入が上がらないということで提案があったのではないか。

所管課：そうではないと考えている。

委員：所管課として、全体的に利用者が減っている点について、利用率向上を図ろうとしているか。

所管課：利用率向上のためには、民間の駐輪場とどのように差別化を図るかということになってくるかと思う。市営駐輪場の強みとしては、有人である、屋根有りである、定期利用ができるという点であるかと思うので、そういったところについて、全面的に強調し、利用率向上に努めたい。また、施設の老朽化という点に関して、苦情があるということなので、施設の修繕も踏まえた利用のしやすい駐輪場や利用率向上に努めたいと考えている。

委員：少子化、就労人口減少に伴い売上も減少するかと思うので、利用者拡大を願いたい。

委員：不承諾の理由として、屋根の修繕を行うことで、利用向上に努められたいとあるが、修繕料は指定管理者の負担になっていたか。

所管課：修繕料については、年間50万円程度は指定管理者に見ていただく。それを超える分については市の負担となるよう予算措置もしている。修繕料が足りないということであれば、市から工事も進め、修繕という形の対応はすることは可能である。

委員：具体的に見積もりは上がってきているか。

所管課：指定管理者から上がってきてはいないが、台風被害の部分について、市の負担で修繕を行っており、それに付随する部分で屋根の修繕が出てくることは考えられる。

委員：16-5-10 ページ、収支予算計画が乱れてきているの申し出ということなので、ある程度、利用者の利便性向上に繋がるような予算の協議を市から提案していただきたい。

委員：利用料金改定についての文書が提出される前に所管課に相談はあったか。

所管課：責任者の方から、このようなことを検討していると話があり、それであれば文書での提出を依頼し、改めて文書をいただいた次第である。収支が悪いのも担当課として把握している。しかし、当初選定する際に、一定の提案をいただいたところもあり、それに向かって努力していただきたいという思いもあるため、なかなか要望にお応えするのは難しいところもある。そのため、継続して協議をしているところである。

委員：柔軟な対応も検討していただけたらと思う。

4. 第6回指定管理審査委員会質疑・指摘事項について

【質疑・意見概要】※番号は資料の一覧表内の番号と対応。

【産業会館】

4：製品展示を行っているだけで、評価を「4」とするのはいかがなものかと思う。他のことはできていないと把握しながら高評価というのは気になる。

【観光交流センター】

17：「情報発信」という言葉を使っているが、観光パンフレットや文化財リーフレットの配架は情報発信ではないのではないか。この記載は改めていただきたい。

【大沢山荘】

20：こういった回答を求めたわけではない。設置条例を変えずに、仕様書等を前例踏襲ではなく、今後は実態に合った目的と仕様書にしていきたい。

【都市公園・児童遊園】

(資料4-3)：年間でどのような業務を行っているのかを知りたい。指定管理されたものを業務委託に出しているのであればもう少し内容がわかるものを提出願いたい。

事務局：上記、いただいた質疑に対しては所管課に確認のうえ、回答する。

以上